

別添

# 「泊発電所計量管理規定」新旧対照表

北海道電力株式会社

泊発電所計量管理規定 新旧対照表 (1 / 2)

現 行	変 更 案	備 考
<p><b>(職 務)</b>                      第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施、又は業務の取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 制御保守課長は、この編の第7章に定める機器の校正を行うものとする。</p> <p>(4) 原子力部原子燃料統括室<u>原子力技術</u>グループリーダーは、核燃料物質の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p><b>(職 務)</b>                      第52条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、本編次条以下に定める、発電所における計量管理に関する業務の適切な実施又は計量管理に関する業務の取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 原子力部原子燃料統括室<u>原子力技術</u>グループリーダーは、核燃料物質の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p><b>(施行期日)</b>                      1 この規定は、<u>平成27年2月20日</u>から施行する。</p>	<p><b>(職 務)</b>                      第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施、又は業務の取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 制御保守課長は、この編の第7章に定める機器の校正を行うものとする。</p> <p>(4) 原子力部原子燃料統括室<u>原子燃料サイクル</u>グループリーダーは、核燃料物質の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p><b>(職 務)</b>                      第52条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、本編次条以下に定める、発電所における計量管理に関する業務の適切な実施又は計量管理に関する業務の取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 原子力部原子燃料統括室<u>原子燃料サイクル</u>グループリーダーは、核燃料物質の計量管理に関する業務について、計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p><b>(施行期日)</b>                      1 この規定は、<u>平成 年 月 日</u>から施行する。</p>	<p>原子力部組織改正による変更</p> <p>原子力部組織改正による変更</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、適切な日に施行するものとする</p>

泊発電所計量管理規定 新旧対照表 (2 / 2)

現 行	変 更 案	備 考
<p style="text-align: center;">別図1 計量管理組織 (第6条, 第51条関係)</p>	<p style="text-align: center;">別図1 計量管理組織 (第6条, 第51条関係)</p>	<p style="text-align: center;">原子力部組織改正による変更</p>